

令和6年12月から新たな医療費助成事業が始まります。

第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、
被爆者と同等の医療費助成を行う事業が始まります。

1. 事業の概要

➤ 医療費助成の範囲

令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になります。

※対象外の疾病（被爆者と同じ）

- ①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患
- ②遺伝性疾病
- ③先天性疾病
- ④むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

➤ 事業の対象者

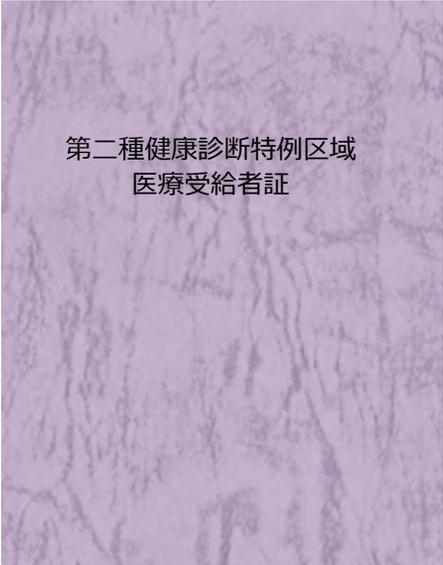
- ・**11種類の障害を伴う疾病にり患している方が対象です**
- ・**受給者証の交付申請をしていただく必要があります**

※11種類の障害（代表的な疾病）

- ①造血機能障害（鉄欠乏性貧血など）
- ②肝臓機能障害（肝硬変など）
- ③細胞増殖機能障害（悪性新生物など）
- ④内分泌腺機能障害（糖尿病など）
- ⑤脳血管障害（くも膜下出血など）
- ⑥循環器機能障害（高血圧性心疾患など）
- ⑦腎臓機能障害（慢性腎不全など）
- ⑧水晶体混濁による視機能障害（白内障など）
- ⑨呼吸器機能障害（肺気腫など）
- ⑩運動器機能障害（変形性関節症など）
- ⑪潰瘍による消化器機能障害（胃潰瘍など）

※受給者証

- ・第二種健康診断特例区域医療受給者証を新たに交付します。
- ・長崎市（長崎県）にて申請内容の審査の上、郵送します。
- ・有効期限はありません。（更新は不要です。）



第二種健康診断特例区域
医療受給者証

2. 申請までの流れ

第二種健康診断受診者証を持っている

1 1 種類の障害を伴う疾病の有無

ある

ない

第二種健康診断特例区域
医療受給者証

※原爆投下時に
胎児だった方
はこちら

交付を
希望

被爆体験に基づく精神疾患がある方

被爆体験者
精神医療受給者証

交付を
希望

※交付申請希望の方には、
申請書を送付しますのでお問い合わせください。

- ① かかりつけの医療機関において、11疾病に罹患していることがわかる所定の診断書を作成。
※診断書作成費用は自己負担です
- ② 所定の診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、の3点を長崎市（長崎県）へ提出 ※令和6年12月1日より申請受付を開始します
- ③ 長崎市（長崎県）から受給者証を交付（郵送します）
※申請から交付まで、およそ1～2か月ほどかかる場合があります
- ④ 令和6年度内に受給者証の申請をいただいた方は、**12月1日～受給者証が届くまでの間の医療費の自己負担分を、長崎市（長崎県）へ請求できます。**
医療機関での受診時には自己負担分をお支払いいただき、**領収書の保管をお願いいたします。**

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方 ※長崎県外にお住まいの方も対象です。

長崎市 原爆被爆対策部 調査課
拡大地域支援係
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
TEL 095-829-1290

(担当区域)
長崎市内、北海道・東北・関東・中部・近畿地方

長崎県 福祉保健部
原爆被爆者援護課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL 095-895-2475

(担当区域)
長崎県内（長崎市外）九州・中国・四国地方

(令和6年11月19日)